

令和2年度決算に基づく 平塚市の健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平塚市の財政指標（「健全化判断比率」と公営企業の「資金不足比率」）を公表します。

1. 健全化判断比率

令和2年度決算に基づく「健全化判断比率」は、下表のとおり、いずれの指数についても早期健全化基準を下回っています。

	平塚市の比率	(単位：%)	
		早期健全化基準 (1)	財政再生基準 (2)
実質赤字比率		11.25	20.00
連結実質赤字比率		16.25	30.00
実質公債費比率	2.5	25.00	35.00
将来負担比率	20.4	350.00	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の比率欄「-」は、それぞれの比率の算定の結果、「実質赤字額がない」ことを表しています。

(1) 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

「財政健全化計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事、総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられています。

(2) 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければなりません。

「財政再生計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられています。

なお、「財政再生計画」については総務大臣に協議し同意を求められますが、同意を得ていない場合、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

< 各指標の説明・算定方法 >

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模（国の基準により算定する本市の標準的な一般財源の規模）に対してどの程度の比率であるかを表すものです。

本市では、一般会計等において実質赤字が生じていないため、実質赤字比率は算定されませんでした。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

会計名	実質収支額		増減額 (2-元)
	令和2年度	令和元年度	
一般会計	3,074,387	3,248,763	174,376
標準財政規模	50,050,592	48,842,924	1,207,668
実質赤字比率(%)	6.14	6.65	

赤字がないため、黒字の比率を負の数で表示しています。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額が、標準財政規模に対してどの程度の比率であるかを表すものです。

本市では全ての会計において赤字又は資金の不足が生じていないため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

会計名	実質収支額又は 資金不足・剰余額		増減額 (2-元)
	令和2年度	令和元年度	
一般会計	3,074,387	3,248,763	174,376
競輪事業特別会計	539,739	536,446	3,293
国民健康保険事業特別会計	189,743	287,831	98,088
介護保険事業特別会計	793,336	678,590	114,746
後期高齢者医療事業特別会計	268,702	213,503	55,199
病院事業会計	0	2,896,778	2,896,778
下水道事業会計	0	2,025,690	2,025,690
水産物地方卸売市場事業特別会計	961	1,138	177
合計	4,866,868	9,888,739	5,021,871
標準財政規模(再掲)	50,050,592	48,842,924	1,207,668
連結実質赤字比率(%)	9.72	20.24	

赤字がないため、黒字の比率を負の数で表示しています。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金(市の借入金の元金及び利子の返済額)等が、標準財政規模に対してどの程度の割合であるかを表す比率の過去3か年の平均値です。

令和2年度は0.1ポイント増の2.5%となり、昨年度に続き早期健全化基準の2.5%を下回っています。令和2年度単年度では、地方債元利償還金等が増加したことなどから、1.0ポイント増の3.5%となりました。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}}$$

(単位：千円)

年度	地方債元利償還金等 A	特定財源 B	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 C	標準財政規模 D	実質公債費比率(%)		
					単年度	3か年平均(令和2年度)	3か年平均(平成元年度)
2	8,934,219	2,151,640	5,206,177	50,050,592	3.5	2.5	2.4
元	8,571,157	2,183,275	5,309,826	48,842,924	2.5		
30	8,613,169	2,190,833	5,642,635	48,971,976	1.8		
29	9,307,320	2,096,891	5,858,126	48,777,069	3.2		

A：一般会計等に係る公債費・公営企業債充当繰入金・公債費に準ずる債務負担行為・一時借入金の利子

B：地方債償還額に充当した都市計画税・市営住宅使用料・貸付金返還金

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度の比率であるかを表すものです。

令和2年度は、公営企業債等への繰入見込額の減少に伴い、将来負担額が減少したことなどから、将来負担比率は20.4%となりました。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入公債費等の額}}$$

年度	将来負担額 A	充当可能財源等 B	標準財政規模 C	基準財政需要額算入公債費等の額 D	将来負担比率(%)
2	99,758,219	90,590,230	50,050,592	5,206,177	20.4
元	101,365,152	90,689,620	48,842,924	5,309,826	24.5
増減額(2-元)	1,606,933	99,390	1,207,668	103,649	

A：一般会計等地方債現在高・債務負担行為支出予定額・公営企業債等繰入見込額・退職手当負担見込額
設立法人の負債額等負担見込額

B：充当可能基金・都市計画税・国庫支出金・市営住宅使用料・貸付金返還金・基準財政需要額算入見込額

2. 資金不足比率

令和2年度決算における各公営企業の「資金不足比率」については、いずれも資金不足は生じていません。

(単位：%)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準 (3)
病院事業会計		20.00
下水道事業会計		
水産物地方卸売市場事業特別会計		

資金不足比率の欄「-」は、資金不足比率の算定の結果、「資金不足額がない」ことを表しています。

(3) 経営健全化基準とは

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

「経営健全化計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事・総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられています。

< 指標の説明・算定方法 >

資金不足比率は、各公営企業の事業の規模に対する資金不足額の比率です。本市では全ての公営企業会計で資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されませんでした。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} : (\text{流動負債} + \text{特例地方債} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業規模} : \text{営業収益相当額} - \text{受託工事収益相当額}}$$

(単位:千円)

区 分	令和2年度			令和元年度		
	資金不足額	事業規模	資金不足比率 (%)	資金不足額	事業規模	資金不足比率 (%)
病院事業会計	5,165,204	11,286,051	45.8	2,896,778	11,976,100	24.2
下水道事業会計	2,285,257	4,564,787	50.1	2,025,690	4,640,714	43.7
水産物地方卸売市場事業 特別会計	961	4,003	24.0	1,138	5,566	20.4

資金不足額がないため、資金剰余額を負の数で表示しています。また、資金超過の比率を負の数で表示しています。

健全化判断比率等は、現在の平塚市の財政状況が健全な範囲にあることを示しています。
 しかし、少子高齢化の進展に伴う医療費、扶助費や介護給付費等に係る特別会計への繰
 出金などの社会保障関係費や、公共施設等の長寿命化への対応のための経費など、今後も
 歳出の増加が見込まれます。
 そのため、財政指標の推移に注意しながら財政運営を行う必要があります。

平塚市の健全化判断比率等の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	特別会計		資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	競輪事業					
	国民健康保険事業					
	介護保険事業					
	後期高齢者医療事業					
	公営企業会計	法適用事業				
下水道事業						
法非適用事業		水産物地方卸売市場事業				
一部事務組合	神奈川県後期高齢者医療広域連合		資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	金目川水害予防組合					
地方公社 第三セクター等	平塚市土地開発公社		資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率